

身体障害者診断書作成の手引き

平成30年6月

福島県保健福祉部障がい福祉課
福島県障がい者総合福祉センター

目 次

身体障害者障害程度等級表	1
第1 総括的事項	
一 身体障害者手帳について	4
二 身体障害者の範囲	5
三 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について	7
四 身体障害者診断書の取扱いについて	10
第2 障害認定について	
一 視覚障害	18
二 聴覚・平衡機能、音声・言語又はそしやく機能障害	34
三 肢体不自由	76
四 心臓機能障害	137
五 じん臓機能障害	159
六 呼吸器機能障害	170
七 ぼうこう又は直腸機能障害	181
八 小腸機能障害	195
九 免疫機能障害	206
十 肝臓機能障害	227
第3 その他	
診療科目と障害区分の対応表	240

<障がいの表記について>

福島県では、平成16年以降、「障害」の表記を「障がい」とし、可能な部分についてひらがな表記にしています。ただし、「障害者自立支援法」や「身体障害者福祉法」「身体障害者手帳」など、法令上の表記につきましては、従来 of 表記のままとしています。

この手引きは、下記の法令、厚生労働省通知をまとめたものです。

身体障害者福祉法（抜粋）

（身体障害者手帳）

第 15 条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。但し、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

身体障害者福祉法施行令（抜粋）

第 3 条 都道府県知事が法第 15 条第 1 項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第 15 条第 1 項の指定を受けた医師は、60 日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 法第 15 条第 1 項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

厚生労働省通知

- 1 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）の一部改正について
（平成 21 年 12 月 24 日付け障発 1 2 2 4 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 2 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて
（平成 21 年 12 月 24 日付け障発 1 2 2 4 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 3 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）の一部改正について
（平成 21 年 12 月 24 日付け障企発 1 2 2 4 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 4 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について
（平成 21 年 12 月 24 日付け障企発 1 2 2 4 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）